

# 広島サミット防災・危機管理県・市調整会議設置要綱

## (設置)

第1条 2023年に本県において開催される主要国首脳会議（以下「サミット」という。）の円滑な実施に向け、防災・危機管理の推進を図るため、広島サミット防災・危機管理県・市調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) サミットの実施に向けた防災・危機対策の推進のための総合調整及び連絡調整に関すること。
- (2) その他防災・危機対策の推進に関すること。

## (構成)

第3条 調整会議は座長及び委員をもって構成し、調整会議の下には必要な連絡会議を組織する。

- 2 座長は、広島県危機管理監をもって充てる。
- 3 委員は、広島市危機管理担当局長及び広島市消防局長をもって充てる。
- 4 調整会議の下には、別表に掲げる連絡会議を設置する。
- 5 協議会等の所掌事項及び構成等は、別に定める。

## (会議)

第4条 調整会議の会議は、座長が招集し、主宰する。なお、会議には、必要に応じて、委員以外の職員の出席を求めることができるものとする。

## (庶務)

第5条 調整会議の庶務は、広島県危機管理監危機管理課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年7月●●日から施行する。

## 別表（第3条関係）

広島サミット消防特別警戒連絡会議
広島サミット防災・危機管理関係機関連絡会議
広島サミット防災・危機管理県・市町連絡会議